

令和2年度 東京都私立高等学校等

授業料軽減助成金のお知らせ

1 授業料軽減助成金について

私立高等学校等に在学している生徒の保護者の皆さまには、授業料負担を軽減することを目的として、返還が不要の2つの助成金制度があります。このお知らせでご案内するのは、東京都の助成制度である「**授業料軽減助成金**」です。

制度を利用するためには、年度ごとに申請が必要ですので、対象となる方は忘れずにご申請ください。

令和2年度から、年収目安約910万円までの世帯に対し、在学校の授業料を上限に国の「**就学支援金**」と合わせて、46万1,000円（都内私立高校平均授業料相当）まで、助成する制度です。

また、所得制限を超過した場合でも、23歳未満の扶養する子が3人以上いる世帯については、5万9,400円まで助成が受けられます。

この事業は、「**就学支援金**」とは別の制度ですので、それぞれ別に申請が必要（下表をご参照ください）です。

	国の助成 (返還不要)	就学支援金	申請書類は学校に提出してください。
○	東京都の助成 (返還不要)	授業料軽減助成金	このお知らせでご案内する制度です。 申請書類は(公財)東京都私学財団に郵送してください。

2 申請期間

令和2年6月19日(金)～令和2年7月31日(金) ※7月31日(金)消印有効

※ 期間外の申請につきましては、受付できません。

3 スケジュール

- ① 6月上旬～ 申請書を学校又は私学財団ホームページから入手、住民票等の必要書類の入手
② 6月19日～7月31日 申請手続き ※詳しくは下記④「申請の方法」をご参照ください。
～財団での審査・学校での在籍等の確認～
③ 12月下旬 結果の通知、申請者口座への振込

※上記のスケジュールは、諸般の事情により、変更となる場合があります。変更となる場合には、東京都私学財団のホームページや、各学校を通じてお知らせします。

4 申請の方法

- ① 申請書とその他必要な書類をご準備ください。
② 「角2(A4)サイズ」の封筒に必要書類を折らずに入れ、下記の「宛名ラベル」を切り取り、封筒に貼ってください。
③ 兄弟姉妹で申請の場合は、それぞれ必要書類をご用意いただき、「2名分申請」と封筒に記載してください。
④ 郵便局の窓口で「**特定記録郵便**」でお出しください。「**特定記録郵便**」の郵送状況は日本郵便(株)のホームページで確認できます（※申請されたかどうかは特定記録郵便の郵送状況確認をもって行います。記録郵便の控えは、受給が確認できるまでお手元に保管しておいてください）。

※ ご提出いただいた書類は審査結果に関わらず返却いたしません。控えが必要な方はコピーをおとりください。

(キリトリ線)

チェック欄 ※提出前にご確認ください。

〒162-8799

牛込郵便局留

(公財) 東京都私学財団

2階 行

□ 授業料軽減助成金 交付申請書 (全世帯)

- 署名欄に署名はしましたか？
 多子判定の条件に当てはまる場合にチェックをしていますか？
 所得状況及び証明書提出のいずれかにチェックをしましたか？
 振込先口座の名義人は申請者本人のものですか？

□ 住民票 (コピー可)

- 世帯全員及び続柄の記載があり、マイナンバーの記載がないものですか？
 令和2年5月1日以降、申請日前3か月以内の発行のものですか？

□ 所得及び扶養状況等を証明する書類

【生活保護を受給している世帯】

□ 『生活保護受給証明書』

- 生徒及び申請者(保護者)の世帯全員が生活保護の対象と記載がありますか？

【住民税が「非課税・均等割」の世帯及び課税の世帯】

□ 令和2年度住民税課税証明書、非課税証明書、特別徴収税額決定通知書のいずれか1つ(コピー可)

- 生徒の扶養の記載があるものですか？
 特別徴収税額決定通知書で提出する場合、特別徴収だけで納税されていますか？

(※特別徴収以外に納税されている場合は、課税証明書による申請が必要です。また、コピーすると端が切れる場合がありますのでご注意ください。)

5 対象となる申請者の要件と軽減額

対象となる申請者の要件は、生徒の保護者等で下記の(1)～(3)のすべての要件に該当する方です。

(1) 保護者(申請者)と生徒が、令和2年5月1日以前から申請時まで引き続き東京都内に居住

※ 生徒が、学校の指定する寮に入り、都内から都外に移り住んだ場合は助成の対象となります(財団指定の証明書が必要)。

(2) 令和2年7月1日現在※1、下記の①～⑤のいずれかの私立学校及び課程に在学する生徒の保護者

- ① 私立高等学校(全日制課程、定時制課程) ② 私立中等教育学校後期課程
 ③ 私立特別支援学校の高等部 ④ 私立高等専門学校(1～3年)
 ⑤ 私立専修学校高等課程(1年6カ月制の場合は令和元年10月入学者及び令和2年4月入学者の保護者)

※1 令和2年7月2日以降に入学した場合は、申請日現在です。

※2 私立通信制高等学校(都認可※下記対象校)の「授業料軽減助成金」については、10月頃の申請となります(専用の申請書等が別途配布されます)。
 (対象校: NHK学園高等学校、大原学園高等学校、科学技術学園高等学校、北豊島高等学校、聖パウロ学園高等学校、東海大学付属望星高等学校、目黒日本大学高等学校、立志会高等学校)

(3) 次の対象世帯区分A～Eのいずれかに該当する方(※該当の可否に関するお電話での案内はできませんのでご了承ください)

対象世帯区分		軽減額(年額)※4
A	区市町村民税課税標準額×6%－区市町村民税調整控除相当額※1が、154,500円未満の世帯	65,000円
B	区市町村民税課税標準額×6%－区市町村民税調整控除相当額※1が、304,200円未満の世帯	342,200円
C	上記Bの基準を超過する場合で、世帯人数に対応した基準額以下の世帯※2	
D	上記Cの基準を超過する場合で、扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯※3	59,400円

※1 調整控除相当額について

- ・申請者(保護者)1人のみ所得がある世帯で、ひとり親家庭又は配偶者の収入(パート等)が配偶者控除の範囲内の所得=1,500円
- ・申請者(保護者)とその配偶者が共に所得がある世帯で、配偶者控除を受けていない世帯又は配偶者に収入があり、配偶者特別控除を受けている世帯=3,000円

※2 詳しくは、下記[6]対象世帯区分Cの「基準額表」をご参照ください。

※3 世帯において税法上扶養する23歳未満の子が3人以上いることが条件です。税法上扶養するとは、令和元年12月31日時点で扶養しているものとして住民税の申告をしている状態になります。なお、令和2年の1月1日～5月1日の間に生まれた子は、23歳未満の扶養する子の人数に含めます。

※4 授業料軽減助成金の軽減額(年額)は、就学支援金との合計額が46万1千円の範囲内で、保護者が実際に負担する授業料が上限になるため、表記の軽減額(年額)より減額となる場合があります。

6 対象世帯区分Cの「基準額表」

対象世帯区分Bの基準を超過する場合で、かつ、令和2年度の基準額【区市町村民税課税標準額×6%－区市町村民税調整控除相当額】が、下記に定める世帯人数に対応した基準額以下の世帯であれば、[5](3)の「C世帯人数に対応した基準額以下の世帯」に該当します。

世帯人数は、申請者及びその配偶者と、それぞれの税法上の扶養人数(住民税課税・非課税証明書に記載された人数)の合計人数となります。

I. ひとり親家庭及び配偶者控除を受けている世帯 に該当する方⇒申請者(保護者)1人のみ所得がある世帯で、ひとり親家庭又は配偶者の収入(パート等)が、【配偶者控除】の範囲内の所得の世帯です。

II. 配偶者控除を受けていない(ひとり親家庭を除く)世帯 に該当する方⇒申請者(保護者)とその配偶者が共に所得がある世帯で、【配偶者控除】を受けていない世帯又は配偶者に収入があり、【配偶者特別控除】を受けている世帯です。

I. ひとり親家庭及び配偶者控除を受けている世帯					
世帯人数	3人	4人	5人	6人	7人
基準額	—	—	313,800円以下	327,600円以下	358,680円以下
世帯人数	8人以上				
基準額	358,680円に世帯人数が1人増すごとに31,080円を加えた額以下				

II. 配偶者控除を受けていない(ひとり親家庭を除く)世帯					
世帯人数	3人	4人	5人	6人	7人
基準額	320,340円以下	378,120円以下	438,060円以下	451,860円以下	482,940円以下
世帯人数	8人以上				
基準額	482,940円に世帯人数が1人増すごとに31,080円を加えた額以下				

世帯人数の数え方

世帯人数とは、「申請者とその税法上扶養する人数」と「配偶者とその税法上扶養する人数」の合計人数(住民税課税・非課税証明書に記載された扶養人数)となります。

申請前に扶養人数の確認をしてください。扶養の申告漏れがある方は、修正申告後に申請してください。

なお、扶養人数は住民票に記載された人数と一致するとは限りません。

- 同居している祖父母等……………住民票が別になっている場合でも、税法上で扶養関係があれば世帯人数に含めます。祖父母等の「住民票」、「課税証明書等」の提出は不要です。
- 一人暮らしの兄弟姉妹……………生徒の兄(姉)が大学生で下宿等により住民票が別になっている場合でも、税法上で扶養関係があれば世帯人数に含めます。兄弟姉妹の「住民票」の提出は不要です。
- 今年4月に就職した兄弟姉妹…今年1月1日以降の扶養関係に異動があり、申請時点で住民票が別になっているとしても、昨年扶養に入っていた場合には税法上の扶養人数に入っているため、世帯人数に含むこととなります。

7 申請に必要な書類一覧

必要な書類	対象世帯区分	発行機関
① 令和2年度私立高等学校等 授業料軽減助成金 交付申請書 ㊟	全世帯	申請者記入
② 住民票 (コピー可) <ul style="list-style-type: none"> 世帯全員の記載があるもの 続柄の記載があるもの 令和2年5月1日以降の発行、申請日前3カ月以内の発行のもの マイナンバー (個人番号) の記載がないもの 	全世帯	区市町村役所(場)
所得及び扶養状況等を証明する書類 (下記のいずれか)		
③ 生活保護受給証明書 (コピー可) <ul style="list-style-type: none"> 生徒及び申請者(保護者)の世帯全員が生活保護の対象となっている旨の記載があるもの 令和2年5月1日以降発行、申請日前3カ月以内の発行のもの 	生活保護を受給している方	福祉事務所
④ 令和2年度住民税課税・非課税証明書、特別徴収税額決定通知書のいずれか1つ (コピー可) <ul style="list-style-type: none"> 生徒の扶養の記載があるもの 扶養人数 (内訳) の記載があるもの 申請日前3カ月以内の発行のもの 申請者及びその配偶者のもの <p>※扶養の申告漏れがある場合は、修正申告後に課税・非課税証明書を提出してください。</p> <p>※「特別徴収税額決定通知書」は、納税方法が特別徴収だけの場合に限りです (コピーすると端が切れる場合がありますのでご注意ください)。</p> <p>※「源泉徴収票」「納税通知書」では受付できません。</p> <p>※海外に赴任しており「住民税課税・非課税証明書」が入手できない場合は、勤務先発行の給与の支払証明書が必要となります。個別の事情により申請の可否や必要書類が異なりますので、詳しくは、4ページの⑨「問合せ先」へご相談ください。</p> <p>※令和2年1月1日以降に扶養の変更があり扶養人数が記載されない場合は、「ひとり親家庭の医療証」又は「児童扶養手当受給証明書」の写しを添付してください。</p>	生活保護を受給していない方	区市町村役所(場)
<p>配偶者の『住民税課税・非課税証明書』について</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者が「配偶者控除」を受けており、配偶者に住民税が課税されていないことが確認できる場合は、配偶者の証明書は不要です。 「配偶者特別控除」の適用を受けている場合は、配偶者の証明書も必要です。 「配偶者控除」の適用が無い場合は、配偶者の証明書も必要です。 申請者が自営業で、その配偶者が「事業専従者」の場合は、配偶者の証明書も必要です。 		

8 Q & A ~よくお問合せを頂くご質問 (お問合せの前にご覧ください)~

1. 申請について

Q1. 昨年度に申請をした場合、今年度の申請は必要ですか。

A. 必要です。必ず学年 (年度) ごとに申請してください。申請は年度に1回のみで、在学中の助成回数は正規の修業年限の範囲内となります。なお、学年をさかのぼっての申請はできませんので、ご注意ください。

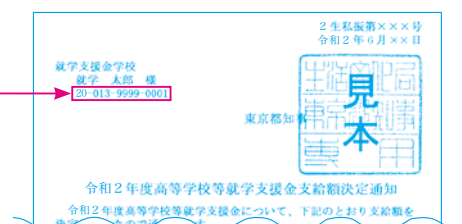
Q2. この制度は「就学支援金」や学校の授業料減免制度と併用できますか。

A. 併用できます。ただし、「授業料軽減助成金」は、「就学支援金」との支給総額は46万1千円の範囲内で、保護者が負担する授業料が軽減額の上限になります。学校の制度等で授業料が全額免除されている場合は、対象となりません。なお、「東京都育英資金」や、他の奨学金等の貸付けを受けていても対象となります。

Q3. 申請書に記載する「就学支援金認定番号」は何を見ればわかりますか。(都内の学校に通われている方のみ)

A. 6月中旬に学校から配布される「高等学校等就学支援金支給額決定通知」のうち、左上部のお名前の下にある13ケタの番号をご覧ください。

※1年生は学校から配布される認定番号 (仮) をご記入ください。
 ※認定番号がおわかりにならない場合は記入不要です。



Q4. 保護者 (申請者) は都内に居住しており、生徒が都外 (寮) に居住しています。申請できますか。

A. 入学決定後都内から都外に移動し、学校が指定する寮に入っている場合は申請できます。ただし、学校の証明書が必要になります。証明書は専用用紙がありますので、財団ホームページからご入手ください。

Q5. 生徒が高等学校を卒業後、専修学校高等課程に入学しました。申請できますか。

A. 申請できます。

Q6. 授業料の支払いが遅れていますが、「授業料軽減助成金」は受けられますか。

A. 受けることができますが、納付済みの授業料が軽減額の上限となります。ただし、都内に所在する学校では、保護者負担額を上限とし、納付済み分を保護者の口座に振り込み、未納分を授業料に充当する場合があります。

Q7. 授業料の支払いが遅れていたため、「授業料軽減助成金」の一部のみ助成を受けました。その後、残りの授業料を支払った場合に差額は申請できますか。

A. 申請出来ず。特別申請（Q16参照）の時点で、2ページの5「対象となる申請者の要件」を満たしていれば申請することができます。ただし、特別申請時までには授業料を納付していることが必要となります。

Q8. 都外に転居の予定がありますが、申請できますか。

A. 令和2年5月1日以前から申請時まで引き続き都内に居住していれば対象となります。

2. 申請者について

Q9. 生徒の両親以外が生徒を扶養している場合は申請できますか。

A. 生徒の親権者をご申請ください。ただし、ご事情により親権者以外の他の人の収入により生計を維持している場合は、その人が申請してください。詳しくは、下記9「問合せ先」へご相談ください。

Q10. 事情により、生徒を「課税証明書」の扶養に入れることができません。その場合は申請できますか。

A. 令和2年5月1日から申請時まで、保護者と生徒が引き続き東京都内に居住している場合は申請できます。ただし、対象世帯区分C又はDに該当している方は、後日確認のご連絡をする場合があります。

Q11. ひとり親家庭です。申請できますか。

A. 申請することができます。必要書類等ご不明な点につきましては、下記9「問合せ先」へご相談ください。

Q12. 令和2年1月1日以降にひとり親になったため、「課税証明書」に生徒の扶養が載りません。申請できますか。

A. 申請できます。令和2年1月1日以降に扶養の変更があり扶養人数が記載されない場合は、「ひとり親家庭の医療証」又は「児童扶養手当受給証明書」の写しを添付してください。

Q13. 保護者がいません（成人している場合等）。本人が申請できますか。

A. 生徒が、他の人（配偶者等）の収入により生計を維持している場合はその人（配偶者等）が申請してください。生徒本人のみで本人の生計を維持していることが確認できるなど、一定の条件に該当する場合は、生徒本人が申請者となることができます。詳しくは、下記9「問合せ先」へご相談ください。

Q14. 保護者が単身赴任（海外含む）のため都内にいない場合は申請できますか。

A. 申請者が、都内居住の保護者（親権者等）であれば申請できます。また、単身赴任者の「所得及び扶養状況等を証明する書類」も必要となります。

Q15. 保護者が海外に赴任しており、「住民税課税・非課税証明書」が入手できません。申請できますか。

A. 申請者が、都内居住の保護者（親権者等）であれば申請できますが、勤務先発行の「給与支払証明書」が必要となります。個別の事情により申請の可否や必要書類が異なりますので、詳しくは、下記9「問合せ先」へご相談ください。

3. 住民税額等が減額になった場合について

Q16. 夏の申請期間が終了した後に住民税額が減額変更になり、申請要件を満たすことになったのですが、申請することはできますか。

A. 特別申請期間中に申請できます。令和3年1月上旬に特別申請期間を設けて申請を受け付ける予定です。特別申請は申請時点において、2ページの5「対象となる申請者の要件」に該当される方が対象となります。日程などの詳細については、11月中旬以降に（例年どおりのスケジュールであれば、11月中旬頃には特別申請の受付期間等のスケジュールが決まる予定です）下記9「問合せ先」へお問い合わせいただくか、財団のホームページをご覧ください。

4. 振込先口座について

Q17. 振込先口座は配偶者や生徒の名義の口座でも振り込まれますか。

A. 振り込みできません。振込先口座は、必ず申請者名義（個人）の口座を記入してください。

Q18. ゆうちょ銀行の店名・口座番号はどうやって確認できますか。

A. ゆうちょ銀行の窓口に通帳を提示し印字をすると、振込用の店名・口座番号が印字されます。通帳に最初から記載されている「記号」「番号」ではありません。

ゆうちょ銀行の店名・口座番号の通帳記載例
【店名】一九八 【店番号】198 【口座番号】0123456

9 問合せ先

※申請受付期間中など、時間帯によっては、電話がつながりにくい場合があります。何卒、ご理解ご了承のほどお願い申し上げます。

東京都私学就学支援金センター 授業料軽減担当

公益財団法人東京都私学財団 授業料軽減担当 東京都新宿区神楽坂1-15 神楽坂1丁目ビル2階

☎ (03) 5206-7925 (土・日・祝日・年末年始を除く 9:15~17:00) ※6~7月の申請期間中は土曜電話受付を行う予定です。

東京都私学財団

検索

<http://www.shigaku-tokyo.or.jp>

※ご提出いただいた個人情報は、在学する学校法人、(公財)東京都私学財団及び東京都が共有します。個人情報の取り扱いについては、別紙<申請書記入例>裏面をご参照ください。